第明治三十二種五郵年三月物三十一認可日

備考

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）　印

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

［注１・２　略］

第２　特定無線局（法第27条の２第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）

特　定　無　線　局　免　許　状

包括免許人の氏名又は名称			
包括免許人の住所			
特定無線局の種別			
特定無線局の目的		包括免許の番号	
包括免許の年月日		包括免許の有効期間	
無線設備の設置場所とすることができる区域		運用開始の期限	
通信の相手方			
包括免許人の事務所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			

長

辺

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）　印

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

［注１・２　略］

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

（何）総合通信局長注　㊞

216ミリメートル

［注１・２　同左］

第２　特定無線局（法第27条の２第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）

特　定　無　線　局　免　許　状

包括免許人の氏名又は名称			
包括免許人の住所			
特定無線局の種別			
特定無線局の目的		包括免許の番号	
包括免許の年月日		包括免許の有効期間	
無線設備の設置場所とすることができる区域		運用開始の期限	
通信の相手方			
包括免許人の事務所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備　考			

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

（何）総合通信局長注　㊞

305ミリメートル

216ミリメートル

［注１・２　同左］